

最大
100万円

A-1

東京都  公益財団法人 東京しごと財団

今こそ、エンゲージメント向上！

エンゲージメントとは、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に貢献する意欲や姿勢を示す概念です。これが高まると、企業の生産性向上につながるとされています。

魅力ある職場づくり推進奨励金

従業員の
いいね！
を増やして
エンゲージメントUP
労働生産性UP
を加速させよう！



毎月
100社

公益財団法人東京しごと財団イメージキャラクター
サイようくん

都内中小企業等の労働生産性の向上を促すため、専門家の派遣を受けて従業員のエンゲージメント向上や賃上げに取り組む企業に対して、奨励金を支給します。

奨励金支給要件

常時雇用する労働者数が**300人以下**の都内中小企業等が、2回の専門家派遣を受け、次の奨励金対象事業を2つ以上実施すること
※その他要件あり

以下の①から⑩について、専門家の派遣後に就業規則や規程を新たに整備した場合、1項目10万円/上限40万円を、⑩について、専門家の派遣後に6か月以上賃上げを実施した場合、従業員1人につき6万円/上限60万円を支給

| 奨励金対象事業 | 導入する制度・実施する取組 |
|-----------------------------|--|
| 従業員のエンゲージメントの向上に向けた取組 (9項目) | ① フレックスタイム制 ② 選択的週休3日制 ③ ワークেশン制度 ④ 社外副業・兼業制度 ⑤ 人材育成方針の策定と目標管理・キャリア面談制度 ⑥ 社内メンター制度 ⑦ リスキリング・資格取得支援制度 ⑧ 外部キャリアコンサルタント活用支援制度 ⑨ 従業員表彰制度・報奨金制度 |
| 賃金引上げの取組 (1項目) | ⑩ 時間当たり30円以上の賃上げ |

事業の流れ



※エントリー一回ごとに抽選で選ばれた100社に対し、社会保険労務士を派遣します。

年間のスケジュール等

A-2



○ 事前エントリー受付日から派遣される専門家決定までのスケジュール(共通)

| エントリー回 | 予定社数 | 事前エントリー受付期間 | 企業情報の登録締切 | 派遣される専門家の決定 |
|--------|------|------------------------------------|---------------|-------------|
| 第1回 | 100社 | 令和4年10月31日(月) ～令和4年11月4日(金)午後5時 | 令和4年11月25日(金) | 令和4年12月中旬 |
| 第2回 | 100社 | 令和4年11月28日(月) ～令和4年12月2日(金)午後5時 | 令和4年12月23日(金) | 令和5年1月下旬 |
| 第3回 | 100社 | 令和5年1月10日(火) ～令和5年1月13日(金)午後5時 | 令和5年2月3日(金) | 令和5年2月下旬 |
| 第4回 | 100社 | 令和5年2月6日(月) ～令和5年2月10日(金)午後5時 | 令和5年3月3日(金) | 令和5年3月下旬 |
| 第5回 | 100社 | 令和5年2月27日(月) ～令和5年3月3日(金)午後5時 | 令和5年3月24日(金) | 令和5年4月中旬 |

○ 専門家派遣後のスケジュール

(1) 以下の奨励金対象事業の制度構築を行う場合

フレックスタイム制、選択的週休3日制、ワーケーション制度、社外副業・兼業制度、人材育成方針の策定と目標管理・キャリア面談制度、社内メンター制度、リスキリング・資格取得支援制度、外部キャリアコンサルタント活用支援制度、従業員表彰制度・報奨金制度

| エントリー回 | 奨励金対象事業の登録期限 | 奨励金対象事業の取組期限 | 支給申請(取組の報告)の期限 |
|--------|--------------|---------------|----------------|
| 第1回 | 令和5年4月10日(月) | 令和5年6月30日(金) | 令和5年7月25日(火) |
| 第2回 | 令和5年5月10日(水) | 令和5年7月31日(月) | 令和5年8月25日(金) |
| 第3回 | 令和5年6月9日(金) | 令和5年8月31日(木) | 令和5年9月25日(月) |
| 第4回 | 令和5年7月10日(月) | 令和5年9月29日(金) | 令和5年10月25日(水) |
| 第5回 | 令和5年8月10日(木) | 令和5年10月31日(火) | 令和5年11月27日(月) |

3/30迄
マタ
スタ

(2) 賃金の引き上げを(1)に加えて実施する場合

| エントリー回 | 奨励金対象事業の登録期限 | 奨励金対象事業の取組期限 | 支給申請(取組の報告)の期限 |
|--------|--------------|--------------|----------------|
| 第1回 | 令和5年4月10日(月) | 令和6年3月29日(金) | 令和6年4月25日(木) |
| 第2回 | 令和5年5月10日(水) | 令和6年4月30日(火) | 令和6年5月27日(月) |
| 第3回 | 令和5年6月9日(金) | 令和6年5月31日(金) | 令和6年6月25日(火) |
| 第4回 | 令和5年7月10日(月) | 令和6年6月28日(金) | 令和6年7月25日(木) |
| 第5回 | 令和5年8月10日(木) | 令和6年7月31日(水) | 令和6年8月26日(月) |

※上記には6か月間の賃金引き上げの実施期間を含みます

お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 事業推進係
魅力ある職場づくり推進奨励金事務局

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

☎03-5211-2770 (平日9時～17時) *平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く

本事業の詳細はこちらから

魅力ある職場づくり推進奨励金

検索



<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/tokyoengagement.html>